

<電話対応記録>

所 長	次 長	総 務 課 長	建築住宅 課 長	都市計画 課 長	課 長	担 当

- 1 日 時 平成 15 年 3 月 2 0 日 (金) 10 : 4 0 頃
- 2 発信者 [REDACTED]
- 3 受信者 熱海土木事務所建築住宅課 [REDACTED]
- 4 内 容 やりとりは、以下のとおり。

(1) 10 : 4 0 頃

[REDACTED]  
 宅造に関して報告書の提出を求められているが、今日は東京へ打合せにいか  
 なければならなくなったので、そちら(土木事務所)に伺えなくなった。開  
 発行為の提出書類しかないので、それで済ますことは出来ませんか。

[REDACTED]  
 都市計画法と宅造法の法律が違いますので、再度提出をお願いします。

[REDACTED]  
 道路を築造するため 30 度の法勾配で造った上に、宅造の盛土をしたのでだ  
 めだと言われています。開発行為で報告書を提出したとき、不十分だと言わ  
 れているものと、同じ物を提出するようになります。

今後も、宅造法の書類を出していかなければならないと思うんですが、開発  
 行為と同じなので一部ですまないか、月曜日(24日)に伺い相談したいと  
 思っています。また、防災計画も2部提出する必要があるか、一部ですまな  
 いか相談したいと思っています。

[REDACTED]は工事に関係する能力も信用もなく許可をもらえないと思ってい  
 ますが、今設計事務所に依頼しており、許可を得られるようにしたいと思っ  
 ています。

[REDACTED]  
 24日にお待ちしております。